

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携

地域の経済・産業の現状および課題を適切に認識・分析するとともに、さまざまなライフステージにある取引先の事業内容や成長可能性などを適切に評価する「事業性評価」を積極的に行います。その取り組みを通じ、多様なニーズの捕捉・掘り起こしを行うとともに、営業店と本部が一体となって付加価値の高いコンサルティングの実施・ソリューションの提供を行い、課題解決のサポートに取り組めます。

専門人材マッチング

少子高齢化や人口減少の進展に加え、地方都市においては大都市圏への人口流出に伴う労働力不足や後継者の不在等、人材の確保が喫緊課題の一つとなっております。当行は、事業性評価等を通じ、お取引先企業と人材にかかる経営課題を共有するとともに、人材紹介業務として、経営幹部、管理職、専門職など企業活動の中心を担う中核人材等の紹介を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行では「銀行の発展は、地域社会の繁栄とともにある」という規範を定めております。これからも地域とともに成長していくために、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携が図られるよう、取引先の皆様にも「パートナーシップ構築宣言」の作成を働きかけるとともに、取引先の皆様が成長・発展していくよう支援していきます。

2020年12月21日

株式会社七十七銀行

代表取締役 小林 英文